

再生可能
エネルギーで
補助を受けたい

分散型エネルギーシステム 導入加速化事業補助金

趣旨・目的

低炭素社会づくりの推進、地域経済の活性化および災害時における代替エネルギーの確保等の防災対策を推進するため、中小企業者等が県内の事業所等に再生可能エネルギー等の設備を導入する場合、これに要する経費の一部を支援します。

対象となる方

中小企業者等（医療法人、社会福祉法人、NPO法人等を含む。みなし大企業は除く。）

支援内容

| | |
|---------|--|
| 補助率 | 補助対象経費の1/3以内 （福祉避難所となり得る事業所（福祉施設等）は、1/2以内） |
| 補助限度額 | 設備の種類ごとに上限50万円～200万円 （福祉施設等の場合は、設備の種類ごとに上限75万円～300万円） |
| 交付決定下限額 | 1件あたり20万円（福祉施設等の場合は、1件あたり30万円） ※補助対象経費60万円未満の事業は補助対象外 |
| 補助対象事業 | 県内の事業所等において以下の再生可能エネルギー等の設備を導入する事業であって、補助対象経費の総額が60万円以上となる事業 ①発電設備 太陽光発電（蓄電設備の併設要）、風力発電、小水力発電、バイオマス発電 ②熱利用設備 太陽熱利用、バイオマス熱利用、地中熱利用、下水熱利用、その他熱利用 ③燃料製造設備 バイオマス燃料製造 ④革新的なエネルギー高度利用技術 ガスコージェネレーション、燃料電池 ⑤蓄電池単体 ⑥次世代自動車+V2H（福祉施設等のみ。） |
| 補助要件等 | <ul style="list-style-type: none"> 設備ごとに規模等の要件あり。 工事の発注先は、県内に本社または支店等の事業所を有する事業者であること。 |

上記は令和3年4月20日時点の内容です。最新情報については販路開拓課へお問合せ下さい。

問い合わせ先

（公財）滋賀県産業支援プラザ 販路開拓課

TEL：077-511-1413（139ページ No.53）